

全国支部組織化実現までの経緯

～平成 16 年度正副会長会の活動～

平成 16 年度副会長 吉田 稔



はじめに

日本弁理士会の全国支部組織化という大事業は、平成 16 年度と平成 17 年度の 2 年間という、当会としては異例ともいえる短期間で達成された。

平成 16 年度においては、平成 17 年 3 月 23 日の第 3 回臨時総会において、当時の規則に基づく九州支部設置の承認と全国支部組織化に係る会則改正の承認を得る段階までこぎつけて一応の達成を見ることができた。そして、この事業は平成 17 年度の佐藤辰彦元会長の執行部に引き継がれ、平成 17 年 12 月 21 日の同年度第 2 回臨時総会において、北海道支部、東北支部、北陸支部、中国支部、四国支部の設置が承認され、平成 18 年 3 月 15 日の同年度第 3 回臨時総会において、最後の支部である関東支部の設置が承認されて、日本弁理士会の全国支部組織化が遂に実現に至ったのである。

私は、平成 16 年度副会長の一人として、木下實三元会長の当時の事業計画で、役員制度の改革と併せ、全国支部組織化の実現を担当させていただいた。そして、任期中に上記のように一応の達成を見ることができたのであるが、これは、関係委員会および事務局、そして、木下實三元会長や佐藤辰彦元総括副会長（平成 17 年度会長）ほか、平成 16 年度正副会長会の同僚（丸島儀一元副会長、吉田芳春元副会長、浅賀一樹元副会長、福田賢三元副会長、杉本ゆみ子元副会長、井上一元副会長）の絶大なサポートがあってこそのものであった。

今回、パテント編集委員会より、寄稿の依頼を受けたことを機に、当時の事情を最もよく知る者の一人として、当時の関係各位への感謝の意を込めて、また、自らの記憶を新たにすべく、平成 16 年度正副会長会による全国支部組織化実現のための活動を中心に、記してみたい。なお、以下においては、記憶のみに頼って記す部分もあり、不正確な点があるやもしれないが、ご容赦いただきたい。

1. 役員制度の改革と全国支部組織化

当時の日本弁理士会を取り巻く環境や、平成 15 年度以降、内閣官房知的財産戦略推進事務局より発表されている「知的財産推進計画」から読み取れる日本弁理士会のなすべき使命は、はっきりしていた。その中心的な項目は、中小企業支援、地域知財支援、人材育成に係るものであった。弁理士の増員要求も背景にあり、現に、弁理士試験合格者の増加過程にあった。また、行政書士連合会が商標代理権を要求して政治活動を活発化していたことも背景にあった。地方において弁理士の顔が見えない、すなわち、地方に弁理士会の拠点がない、と外部から指摘されていた実情は、行政書士連合会の要求を正当化する理由の一つとなる懸念もあった。

一方、日本弁理士会の執行部は、たった 9 名の正副会長で運営されており、常議員は、役員とはいえ、新弁理士法施行後、監査権もなく、アドバイザー的な審議機関にすぎなかった。これでは、正副会長（執行部）は、内政に係る日々の業務に忙殺され、社会に向けて発信できるダイナミズムを発揮することは困難であった。

このようなことから、役員制度の改革と、全国支部組織化に代表される日本弁理士会の組織強化は、当時の喫緊の課題だったのである。

今日においてはいうまでもないと思われるが、全国支部組織化、すなわち、全国にくまなく支部を設置することの意義は、「会員の指導、連絡、監督」という当会の主たる設立目的（会則第 2 条）の効率的達成と、組織としての地域に根ざした効果的な地域知財支援活動を実行可能とすることである。支部は、本会から委嘱された事項を実行するだけでなく、自ら役員を選び、事業計画を立て、予算を要求しつつ、ある程度の自治権をもって地域に密着した事業を展開することができる。そして、支部の長は、「委員長」でもなく、「部会長」でもなく、『支部長』の名をもって、

各地域の外部関係組織との関わりをもつことができる。

2. 課題

近畿支部の設置から20年も経ち、東海支部の設置から7年も経ってもなお、全国支部組織化が進展してこなかったことには、大きく2つの理由があった。

一つは、規則上の理由である。当時の支部設置規則は、支部を設置しようとする50名以上の会員を擁する地域会員の発意に基づき、所定数の所属会員（支部を形成する各都道府県ごとに、全体必要数を各都道府県の会員数で按分した数が必要）の署名と支部規則案を添えた支部設置請求が総会で承認されねばならないことに加え、総会承認後会長が招集する支部設置会議においても、支部を形成する各都道府県から、全体出席必要数を支部を形成する各都道府県の会員数で按分した数（1に満たない場合は1）の会員の出席が必要であり、その要件が満たされない場合には、支部設置会議そのものが成立しないという、厳しい要件が課せられていた。すなわち、すでに支部が成立していた近畿と東海を除けば、会員数において当時支部が成立する可能性があった地域は関東地域と九州地域のみであり、かつ、九州地域から支部請求がなされたとしても、会員数が1の県の場合、その会員が支部設置請求にあたり、署名しているにもかかわらず、その会員が支部設置会議に出席しないと、あるいは何らかの事情でその会員が出席できないと、支部設置会議そのものが流れてしまうという規則であった。このように、比較的会員数が少ない地域での支部の設置には、きわめて厳しいハードルが課されていた。

もう一つは、弁理士会本部が所在する関東地域に支部を設置することは、「屋上屋を架すること」という反対論、ないし、弁理士会本部が東京に所在しておれば支障ない、との不要論が関東地域において有力であったことである。

全国支部組織化の実現にあたっては、会則中、支部に関する「設置請求を待って支部を設けることができる」との規定を「全国すべての地域に支部を置く」といった規定に改正し、本会の意思として全国すべての地域に例外なく支部を置くことを明らかにする必要があった。

そして、それには、支部化されていなかった地域の会員の理解を得ることが必要であったことはもちろん

、当時4,000名を擁し、長年、上記の支部不要論が有力であった関東地域の会員の理解をいかにして得るかが最大の課題であった。

3. 委員会等における検討

役員制度の改革と併せ、全国支部組織化の検討を専門に行うために、役員・組織検討委員会（波多野久委員長）が設置され、全国支部組織化に関連して、「日本弁理士会の適正な支部制度等の組織の策定」が4月に諮問された。この諮問は、第二部会（五十嵐和壽部会長）において、集中的かつ活発に審議された結果、8月4日には、「東京を含め、全国に支部を設置すべきである」との方向性（骨子案）が中間答申され、12月13日には、各方面（常議員会等）での意見聴取を踏まえ、中間答申での骨子案をさらに修正したものに基づく会則改正案までが最終答申された。

執行部は、この最終答申に基づき、会則改正のための手続に進むことになるが、最終答申には、会則改正案が提示されたほか、全国支部化の必要性について、「Q & A」を添付しつつわかりやすく説明がなされ、さらには、会員数の少ない支部に対する支援策、支部の権限、支部役員制度、本部と支部の役割分担、実現のためのスケジュールなどが詳細に提言されており、全国支部化実現にあたって平成16年度執行部にとってはもちろん、その後の関係者にとっての「バイブル」となった。

同委員会には、短い期間にそこまでご検討いただいただけでなく、各方面への説明や、後に述べる2回にわたるシンポジウム「知財立国から見た日本弁理士会の全国支部組織化」（第1回：平成16年12月21日、第2回：平成17年2月24日）にも関わっていただいた。今思い返しても、頭が下がる思いである。

なお、同委員会は、平成17年度は、「全国支部化推進委員会」と名称を変え、前掲の波多野委員長が継続して指揮を執り、新たな支部設置規則（現在の支部設置規則）に基づき、各地域と協力して支部の設置支援に関わることになる。

一方、平成16年度は、全国支部組織化といった組織論以外のアプローチで弁理士の全国での活動を促進するために、「地域活動促進本部」（杉本勝徳本部長）が設置されていた。平成16年度の執行部は、弁理士による地域支援が大きなテーマであったことから、杉本本部長には、可能な限り、年度始めのいわゆる地域

回り（各地域部会，経済産業局，地方自治体表敬）に同行いただいた。

同本部には、「地域の知財ニーズに弁理士が適正に対応することができるよう，日本弁理士会が採り得る具体的方策」等が諮問されたのであるが，同諮問に対しては，8月24日に「全国の日本弁理士会会員が地域に密着して活動できる地域アクセスポイントを各経済産業局所在都市等に設ける」との答申がなされた。

当時，弁理士会の拠点としては，東京の本部，近畿支部が入る大阪分室，東海支部が入る名古屋分室，九州地域部会の活動拠点である九州分室の4箇所しか存在しなかった。それ以外の地域では，組織の窓口が存在しなかったため，そのために，地域において，弁理士(会)の顔が見えない，支援のニーズがあっても，どこに連絡したらよいかわからない，といった声が聞こえてきていたことを考慮しての答申であった。

すなわち，各地域会員の活動の拠点として，そして，各地域における外部からの直接の連絡窓口として，さらに，知財関係機関とタイアップした活動の便宜のために，各経済産業局所在地に弁理士会のアクセスポイントが必要である，との答申である。

アクセスポイントについては，会則まで改正せずとも実行に移すことができる。全国支部組織化の進展に関わらず，執行部は，この答申を実行に移すことにした。

4. 東京プロジェクト

年度当初の関係機関への就任挨拶のための訪問先に，東京都産業労働局が加えられた。私は，近畿経済産業局や大阪府等の地域関係機関との関わりがあった近畿支部出身であるため，この種の関係機関と関わりをもつことは当然のことと考えていたのであるが，東京都産業労働局訪問の際，東京都の知財支援事業に弁理士個人が関与することはあっても，弁理士会が関与することはなかったことを，あらためて知った。また，東京都には，大田区等，大規模な中小企業の集積地があり，それらの中小企業に対する知財支援のために，産業労働局が管轄する東京都知的財産総合センターが秋葉原に所在し，また，各所に複数の相談窓口が存在することもお教えいただいた。そうして，弁理士ないしは弁理士会に対し，中小企業の立場に立った，すなわち，技術の目利きができて，知財経営にまで関与できる弁理士の輩出（育成）を期待する旨が述べられた。

まさに、「我が意を得たり」の瞬間であった。このときの思いが，私が「東京プロジェクト」すなわち，その後の日本弁理士会東京分室（アキバウイング）の開設に向けて行動する原動力となった。また，弁理士会の本部が東京にありながら，現に，組織として東京都と関わりがなかったこと（当然のことながら，神奈川県等の近隣県との関わりもなかった）は，私にとってきわめて奇異なことであり，折に触れて関東地域の会員に支部の必要性を説くにあたっての，中心論点となった。

おそらく，7月頃であったと記憶するが，JR秋葉原駅の北西に隣接する旧東京都青果市場跡地の再利用計画としての「秋葉原クロスフィールド」計画の話題が持ち込まれた。これは，実践的な産学連携を行える場所として，同地に建設される「秋葉原ダイビル」に「秋葉原クロスフィールド」の一員として弁理士会も入居してはどうか，という話である。この「秋葉原クロスフィールド」には，産学連携，あるいはIT関連の技術，人材育成，インキュベーションといったことに関係する機関のみが入居を許された。

弁理士会にも求められている人材育成を互学互習によって行える場所，筑波研究学園都市とのアクセスが良く，東京大学工学部等の大学，東京都知的財産総合センター，近隣中小企業集積地とも近い立地，そして，東京都に設けるアクセスポイントとなり，関東地域への貢献姿勢を社会に示し，弁理士会のプレゼンスを高めることになること，関東支部の拠点となる可能性，等を考慮し，執行部は，この「秋葉原ダイビル」に弁理士会の東京分室を設ける決断をしたのである。

とはいえ，当初の事業計画にもなく，相当の予算を要する事項である。「少なからぬ予算を使わなくとも，本部でもできる」，「事業内容を明確にせよ」といった反対論は予想できた。そこで，急遽，地域活動促進本部，研修所，支援センター，広報センター，会館委員会から推薦を受けたメンバーを構成員とした「東京プロジェクト・チーム」（福田伸一チーム長）を立ち上げて事業計画案を策定することとし，会館委員会（小池寛治委員長）に「秋葉原ダイビル」への入居の是非について緊急諮問をして前向きな答申を得，さらに，近畿支部，東海支部に出向いて説明を行い，理解を得た。

5. パテント編集委員会

私は、パテント編集委員会（正林真之委員長）の担当でもあった。平成16年度のテーマは、地域知財と中小企業支援である、とお伝えし、さまざまな協力をいただいた。

第1は、関西特集をやる、ということになり、その目玉として、近畿支部室で近畿の知財関係団体および大学の知財責任者が一堂に会して近畿の知財を語る座談会を開催し、その様子が「座談会 知的財産権による関西再生の道を探る」と題して9月号に掲載された。8月6日に開催された座談会の記事が9月号に掲載されるという早業であった。

第2は、地域活動促進本部において、全国の地方公共団体に対して知財政策に関するアンケートを実施していたが、その資料に基づき、改めて各地方公共団体に対して記事を依頼され、19都道府県の知財への取り組みに関する記事が特集として11月号に掲載された。この特集は、各方面で話題になり、年度末には、残部がほとんどなくなるといった状況であった。東京都についての記事は、当時の東京都知的財産総合センター所長の橋本正毅氏によるものであるが、同氏をパネリストの一人としてお願いした後述のシンポジウムにおいても、話題とされた。東京都、あるいは、地域の知財への弁理士の関わりを考える点で、今でも示唆に富む記事だと思う。

第3は、平成16年12月と平成17年2月に2回にわたって開催した後述のシンポジウムの詳細が平成17年2月号と4月号に掲載されたことである。

第4は、平成17年2月に開催された「全国支部化に向けて」と題する歴代東海支部長による座談会の記事を始めとする特集「東海支部は今」が、平成17年4月号で組まれたことである。

パテント誌に掲載されたこれらの記事は、地域知財活動の大切さについての会員の理解、および、弁理士会が全国支部組織化に積極的に取り組んでいることの外部への発信に大きく寄与したものと思う。

6. 第1回臨時総会

第1回臨時総会が平成16年10月28日に開催されることになる。議案は、①経済産業局所在地等に地域アクセスポイントを設けることの承認を求める件、②秋葉原ダイビル賃貸仮予約契約の締結および予約証拠金支出の承認を求める件、の2本のみである。

秋葉原ダイビルへの入居契約については、当初12月に予定していた臨時総会で承認を求める予定であったが、当会が入居を予定していた部屋に他の入居希望者が出現したため、意思決定を急ぐ必要が生じた緊急の措置であった。また、地域アクセスポイントについては、上述のように、地域活動促進本部からの中間答申をすでに得ていたことと、「秋葉原ダイビル」に設ける東京分室が、関東におけるアクセスポイントとしての意義をも有していたことから、両議案は、うまく関連づけることができ、無事、承認された。

これを契機に、「秋葉原ダイビル」入居のための本契約が後記する第2回臨時総会で承認されるとともに、平成17年7月に日本弁理士会東京分室が「アキバウイング」として開業し、さらには、札幌市、仙台市、金沢市、広島市、高松市に、それぞれアクセスポイントが開設されて、それらが北海道支部、東北支部、北陸支部、中国支部、四国支部の拠点としての機能をも有していくことになる。

7. 第2回臨時総会

知的財産価値評価センターの設置、国際活動センターの設置等の議案と併せ、上述の「秋葉原ダイビル」入居のための本契約の承認、「全国に支部を設置することの方向性の承認」をそれぞれ求める第2回臨時総会が平成16年も押し詰まった12月22日に開催された。

上記「全国に支部を設置することの方向性の承認」を総会で得ることは、全国支部組織化実現のための天王山ともいえた。会員の理解を求める機会をより多くもつことと、執行部の意思をより強く示すために、1回の総会でいきなり支部組織化に関わる会則改正の承認を求めるのではなく、あえて2段階の手続を踏んだことになる。

その頃、上述のようにすでに役員・組織検討委員会の最終答申を得ており、また、常議員会（森脇康博議長）ほか、各方面への説明も終えていたのであるが、関東地域のできるだけ多数の会員にご理解いただいた上で総会でのご承認をいただくことが重要であると考え、12月21日、すなわち、第2回臨時総会の前日に、公明党参議院議員であり、知的財産制度議員懇話会会長であられ、弁護士・弁理士でもあられる浜四津敏子氏、内閣官房知的財産戦略推進事務局長であられ、元特許庁長官の荒井寿光氏、東京都知的財産総合センター所長であられた橋本正敏氏をゲストにお招きし、当会か

らは、波多野久役員・組織検討委員会委員長、杉本勝徳地域活動促進本部長（前近畿支部長）、佐竹弘日本弁理士会知的財産支援センター長（元東海支部長）がコーディネータ、もしくはパネリストとして参加し、「知財立国から見た日本弁理士会の全国支部組織化（副題：知財戦略と中小企業－地域における弁理士の役割）」と題する第1回シンポジウムを弁理士会館において開催した。

それぞれの立場から、知財による地域の活性化、そのための弁理士、あるいは弁理士会の役割を語るにこれ以上のメンバーはない、と思われる方々の参加を得て大成功のうちに終了したこのシンポジウムは、翌日の第2回臨時総会での全国支部組織化の方向性に係る議案の審議に、（執行部にとって）少なからぬ良い影響を与えたことは、間違いない。

なお、パテント編集委員会には、このシンポジウムの取材を要請し、上記の参加メンバーの発言の詳細は、平成17年3月に予定されていた第3回臨時総会に先立つ平成17年の2月号に掲載された。

8. 九州支部

私は、地域活動促進本部を担当していたこととの関連で、九州の担当でもあった。

当時福岡県にはすでに「九州分室」が開設されており、無料相談など、地域知財活動が行われていたこと、元特許庁長官の麻生渡福岡県知事は、知財で九州を活性化することに理解があったこと、平成15年度の松尾憲一郎元副会長は、福岡から出ておられ、当時より、支部の設置の必要性を熱心に説いておられたこと、沖縄県を含む九州の会員数が支部設置請求に必要な数（50名）に達していたこと、などが理由であると思われるが、「パテント」平成16年2月号に「九州」特集が組まれたころから、九州地区部会では、当時の規則のままの3番目の支部設立の機運が高まっていた。

しかしながら、前述のように、当時の規則は、会員の発意による支部設置請求が必要であるほか、それに続く支部設置会議の成立に関し、厳しい要件が課せられていた。このことは、各県に必ず最低一人の会員が支部設置請求書に署名し、かつ、その会員が設置会議に出席する必要があること、換言すると、仮に弁理士1人県におけるその会員が同意しなければ支部は成立しえないことを意味していた。九州においては、福岡県に会員が集中し、それ以外の多くの県は、いわゆる

弁理士過疎県に該当していたため、上記の要件を満足することは、想像以上に困難であったのである。

そのため、前述の杉本勝徳地域活動促進本部長（前近畿支部長）、佐竹弘支援センター長（元東海支部長）にプレゼンターをお願いして福岡に出向いていただき、複数回にわたって説明会を開催するほか、沖縄県や鹿児島県に木下会長とともにお願いにうかがうという活動を活発に行った。

さらに、各県の会員が福岡県に集合するための交通費も少なからず負担となるといった事情に鑑み、九州地区部会に対する支援策として、九州支部設立準備委員会（平野一幸委員長）を立ち上げ、本会予算をもって当該委員会運営を可能とさせていただくとともに、後述する第3回臨時総会において、当時の支部設置規則における支部設置会議の出席要件（各県から、必要出席人数を各県の会員数で按分した人数の出席が必要であるという要件）を緩和し、必要人数が出席すれば、出席会員の所属県は問わないというようにする改正を支部設置請求と同時に承認を得るという方針を固めた。

これらのことが功を奏し、平成17年2月20日付で九州支部の設置請求がなされた。常議員会に諮り、第3回臨時総会に付議するための、ギリギリのタイミングであった。

9. 第2回シンポジウム

第2回臨時総会の前日に開催した前述の第1回のシンポジウムに引き続き、平成17年2月24日、衆議院議員の保岡興治氏、内閣官房知的財産戦略推進事務局内閣参事官であられた久貝卓氏、関東経済産業局総務企画部長であられた清川寛氏、財団法人大田区産業振興協会専務理事であられた山田伸顯氏をゲストにお招きし、当会からは、波多野久役員・組織検討委員会委員長、杉本勝徳地域活動促進本部長（前近畿支部長）、今崎一司東海支部長がコーディネータ、もしくはパネリストとして参加し、「知財立国から見た日本弁理士会の全国支部組織化（副題：知財戦略と中小企業－地域における弁理士の役割）」と題する第2回シンポジウムを弁理士会館において開催した。

このシンポジウムにおいても、地域の知財による活性化についてさまざまな観点からより具体的に語られ、そのための全国支部組織化の必要性が再認識されたと思われる。

このシンポジウムの様子もまた、「パテント」平成

17年の4月号に掲載された。

10. 第3回臨時総会

こうして、平成17年3月23日、平成16年度の最終となる第3回臨時総会をむかえることになる。

議案は、役員制度の改正に係る会則改正、全国支部組織化に係る会則改正、九州支部設置、札幌および仙台のアクセスポイントの設置などを含め、14本のほり、それらがすべて承認されて、平成16年度木下實三会長の執行部は、事業計画どおりの活動を事実上終えることができた。

この成果を平成17年度の佐藤辰彦元会長の執行部が引き継がれ、冒頭に述べたように、全国支部組織化が完結し、あわせて、すべての経済産業局所在地および金沢市へのアクセスポイントの設置が完結したので

ある。

おわりに

第3回臨時総会で担当議案が承認された瞬間、いいようなない達成感を味わうことができた。そして、幸運にも日本弁理士会の組織強化に係る事項を担当させていただいて走り回った平成16年度の1年間の経験は、私の大きな財産となっている。ありがたいことである。改めて、当時の関係各位に感謝を申し上げるとともに、全国支部組織化が達成された日本弁理士会が、さらに力強く発展することを信じて、この稿を閉じることにする。

以上
(原稿受領 2009.2.2)

バックナンバーのご案内

ご希望のバックナンバーの在庫をご確認の上、郵便振替(00170-0-0059868 日本弁理士会)にて送付先を明記し、代金をお支払いください。ご入金を確認次第、「パテント」をお送り致します。

宛先：日本弁理士会 広報・支援・評価室パテント担当 1冊 840円(税込) + 送料 100円 = 940円

年	月号	バックナンバー内容	
2006年	3	特集《中国・四国は今！》	
	4	東京大学大学院新領域創成科学研究科知的財産インキュベーション戦略講座インタビュー他《ソフトウェア》	
	5	特集《知的財産高等裁判所との座談会》	
	6	特集《特許評価／実務系委員会の活動報告》	
	7	特集《国内における模倣品対策》	
	8	特集《商標／平成17年著作権重要判決紹介》	
	9	特集《判例研究》	
	10	特集《「意匠法等の一部を改正する法律」について》	
	11	特集《地域産業活性化のための取り組み（地域産業の実態）》	
	12	特集《周辺業務の実際》	
	2007年	1	特集《知的財産の価値評価》
		2	特集《企業の知財戦略》
3		「流通流動化検討委員会連載スタート」, 「改正意匠法24条2項について」	
4		《企画・若手弁理士の活動報告》《平成18年度著作権重要判決紹介》	
5		特集《第12回知的財産誌上研究発表会》	
6		特集《インターネット上の知財データの活用／平成18年度著作権委員会》	
7		特集《北海道・不正競争防止法委員会》	
8		特集《女性弁理士》, 第12回知的財産権誌上研究発表会 質疑応答原稿	
9		特集《平成18年特許法》	
10		特集《特許明細書作成実務》	
11		特集《最近の米国判例》	
12		特集《地方自治体の知財への取り組み》	
2008年	1	特集《環境技術》	
	2	特集《知財を取り巻く世界情勢》	
	3	特集《既登録弁理士の継続研修》	
	4	特集《様々な環境・業務に従事する弁理士》	
	5	特集《第13回知的財産権誌上研究発表会》	
	6	特集《中国の知的財産制度》	
	7	特集《良い明細書の作成方法》	
	8	特集《平成19年度著作権・コンテンツ委員会》	
	9	特集《農林水産分野における知的財産》	
	10	特集《知財コンサルティング》	
	11	特集《審査・審判実務の実施》	
	12	特集《事務所経営》	
2009年	1	特集《国際出願 弁理士制度110周年に寄せて》	
	2	特集《支部の活動紹介（前編）》	